

株式会社の機関設計とは



株式会社の機関設計は、どのように変わるのか、具体的に教えてください。



会社法では、すべての株式会社の機関として、株主総会と取締役は設置されます。それ以外の機関は、原則として、任意機関となります。すなわち、株式会社の機関設計は大幅に自由化されます。例外として、会社によっては設置が強制される機関と、設置が制限される機関があります。この詳細には解説をご覧ください。

解説

1 株式会社の必置機関

会社法においては、すべての株式会社には、株主総会と取締役は設置されます。すなわち、株主総会と取締役が株式会社の必置機関です（会社326①）。

株式会社は、定款の定めによって、取締役会、会計参与、監査役、監査役会、会計監査人又は委員会を置くことができ、これらの機関はすべて任意機関となります（会社326②）。このように、会社法下の会社の機関設計は大幅に自由化されています。しかし、例外として、会社によっては特定の機関の設置が強制され、又は設置が制限されるものがあります。

2 特定の機関設計が強制される会社

次の会社には、特定の機関設計が強制されます。

(1) 監査役会、会計監査人の設置義務を負う会社

① 大会社（資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の株式会

社(会社2六)(ただし、公開会社でないもの及び委員会設置会社を除きます。))は、監査役会及び会計監査人の設置が強制されます(会社328①)。

② 公開会社でない大会社は、会計監査人を置かなければなりません(会社328②)。

③ 委員会設置会社は、会計監査人を置かなければなりません(会社327⑤)。

(2) 取締役会の設置義務を負う会社

① 公開会社(会社2五)は、取締役会の設置が強制されます(会社327①一)。

② 監査役会設置会社(会社2十)は、取締役会の設置が強制されず(会社327①二)。

③ 委員会設置会社(会社2十二)は、取締役会の設置が強制されず(会社327①三)。

(3) 監査役を設置義務を負う会社

取締役会設置会社(会社2七)(ただし、委員会設置会社を除きます。))は、監査役を置かなければなりません。ただし、公開会社でない会計参与設置会社(会社2八)については、その必要はありません(会社327②)。

また、会計監査人設置会社(会社2十一)(ただし、委員会設置会社を除きます。))は、監査役を置かなければなりません(会社327③)。

3 監査役を設置できない会社

委員会設置会社は監査役を置くことはできません(会社327④)。

4 機関設計を公開会社と株式譲渡制限会社に分けての検討

会社法の下での機関は、株式会社の必置機関である株主総会を除くと、次のとおりです。

		大会社 (会計監査人設置義務)	中小会社
公開会社	取締役会 設置義務	取締役会 監査役会 会計監査人	取締役会 監査役会 会計監査人
			取締役会 監査役会
			取締役会 監査役 会計監査人
			取締役会 監査役
		取締役会 三委員会 会計監査人	取締役会 三委員会 会計監査人
非公開会社	取締役会 設置	取締役会 監査役会 会計監査人	取締役会 監査役会 会計監査人
			取締役会 監査役会
		取締役会 監査役 会計監査人	取締役会 監査役 会計監査人
			取締役会 監査役
			取締役会
		取締役会 三委員会 会計監査人	取締役会 三委員会 会計監査人
	取締役会 三委員会 会計監査人		
	取締役会 非設置	監査役 会計監査人	監査役 会計監査人
監査役 (任意)			

※会計参与はいずれのパターンも設置は任意。

非公開会社で会計参与を設置した場合は、監査役を置く必要はありません。

委員会設置会社は、監査役を置くことができません。

会社法における種類株式とは



会社法では、種類株式としてどのような株式が定められたのか、教えてください。



会社法では、種類株式の範囲が拡大されました。種類株式として、①優先株式・劣後株式、②議決権制限株式、③譲渡制限株式、④取得請求権付株式、⑤取得条項付株式、⑥全株取得条項付種類株式、⑦株主の拒否権付株式、⑧取締役・監査役選任権付株式が定められています（会社108①）。この詳細については、解説をご覧ください。

解説

1 種類株式の範囲の拡大

会社法は、経済的あるいは会社支配に関する株主の多様なニーズに応えるため種類株式の範囲を拡大し、株式発行と会社運営の機動性を確保しています。

2 種類株式の範囲（会社108①）

(1) 優先株式・劣後株式

この株式は、剰余金の配当（会社108①一）及び残余財産の分配（会社108①二）に関して異なる内容（剰余金の配当や残余財産の分配を普通株よりも優先的に受け取ることができる、若しくは劣後的取扱いを受ける。）を定めた株式です。なお、会社法は、従来の株主に対する金銭配当及び自己株式の有償取得を「剰余金の配当」として整理し統一的に規制対象としています（会社453～458）。

(2) 議決権制限株式

この株式は、株主総会において議決権を行使できる事項について

異なる定めのある株式です（会社108①三）。旧商法上認められているものと同様です。

(3) 譲渡制限株式

この株式は、譲渡による当該株式の取得について当該株式会社の承認を要することが定められた株式です（会社108①四）。定款による株式の譲渡制限とは異なり、当該種類の株式についてのみ承認を要するものです。会社が、種類株式発行後に、定款を変更してある特定の株式を譲渡制限株式に変更する場合は、当該種類の株式を有する株主全員の同意を要します（会社111②）。

(4) 取得請求権付株式

この株式は、当該種類の株式について、株式の内容として株主が会社に対して当該株式の取得を請求することができることが定められた株式です（会社108①五）。

旧商法における義務償還株式（償還の選択権が株主にあるもの）や定款の規定による自己株式の買受け等を一括してまとめたものです。また、取得請求権付株式の内容として定款で当該株式を取得すると引換えに株主に対して当該株式会社の他の株式を交付すると定めた場合には（会社108②五ロ）、旧商法の転換予約権付株式（株式の種類ではなく種類株式が発行された場合に、その株式に付加できる属性とされていました（商旧222ノ2①））と同じ機能を持つこととなります。

会社法では、会社は定款に定めた上で、取得請求権付株式を取得する対価として、金銭や別の種類の株式を交付する以外に、社債、新株予約権、新株予約権付社債、あるいはその他の財産を交付することを可能としており、柔軟な会社運営を可能としています（会社107②二・108②五イ）。

なお、取得請求権付株式の取得の対価として株式以外のものを交付する場合には、剰余金分配規制の一環として、分配可能額（会社

461②)の範囲内において行われなければなりません(会社166④)。

(5) 取得条項付株式

この株式は、当該種類の株式について、会社が一定の事由が生じたことを条件として、株主から当該株式を取得することができることを株式の内容として定めた株式です(会社108①六)。

取得請求権付株式とは異なり、株主の意思によらず、定款で定めた事由の発生により、強制的に会社が株式を取得するものです。取得は有償、無償を問わないとされていますが、取得請求権付株式と同様に、会社は、定款に定めた上で、取得請求権付株式を取得する対価として、金銭や別の種類の株式を交付する以外に、社債、新株予約権、新株予約権付社債、あるいはその他の財産を交付することができます(会社107②三ニ～ト・108②六イ)、剰余金の分配規制を受けます(会社170⑤)。株主から株式を取得する対価として別の種類の株式を交付する場合は、旧商法で認められていました強制転換条項付株式(旧商222ノ8)と同様のものとなります。配当優先及び議決権制限株式を取得して普通株式を交付するという条項等は企業の敵対的買収に対する防御策として利用できます。

なお、会社が、種類株式発行後に、定款を変更してある特定の株式を取得条項付株式に変更する場合は、当該種類の株式を有する株主全員の同意を要します(会社111①)。

(6) 全部取得条項付種類株式

この株式は、当該種類の株式について、株式の内容として、会社が株主総会の決議によって、その全部を取得することができることが定められた株式です(会社108①七)。この場合の株主総会の決議は、特別決議によります(会社309②三)。

全部取得条項付種類株式については、いわゆる100%減資の手段として検討されたものです。仮に、普通株式のみを発行する会社が、新株式発行と同時に旧株式について100%減資を行う場合には、ま

ず、旧株式について株主総会の特別決議により全部取得条項を付する内容の定款変更を行い、旧株式とは異なった内容の新株式発行をした上で、株主総会決議により旧株式である全部取得条項付種類株式を取得することになります。取得の有償、無償は問わないので(会社171①一)、100%減資以外の場面でも利用されます。取得が有償の場合には、金銭や別の種類の株式を交付する以外に、社債、新株予約権、新株予約権付社債、あるいはその他の財産を対価とすることができます(会社171①一)。剰余金分配規制を受けます(会社461①四)。

なお、会社が、種類株式発行後に、定款を変更してある特定の株式を全部取得条項付種類株式に変更する場合は、当該種類の株式を有する株主全員の同意を要します(会社111②)。取得価格の決定に不服がある一定の株主には、裁判所に対する価格決定の申立権が認められています(会社172①)。

(7) 株主の拒否権付株式

この株式は、株式の内容として、株主総会、取締役会又は清算人会において決議すべき事項につき、当該会議体での決議のほか、当該種類株式の種類株主を構成員とする種類株主総会の決議があることを必要とすることが定められた株式です(会社108①八)。特定の事項につき、当該種類株主に拒否権を認めたものです。当該種類株主総会の決議がない場合は、もとの株主総会の決議は効力を生じません(会社323)。いわゆる「黄金株」といわれる株式で、会社が特定の友好的な株主に対して与えることで、普通株式の多数を取得された場合であっても重要な決定事項につき拒否権を発動することが可能となります。また、譲渡制限を付して敵対的買収者の出現を未然に防ぐことができます。しかし、上場企業においては、会社経営の透明性からこの株式の投入は困難なようですから、証券取引所の確認を取る必要があります。

(8) 取締役・監査役選任権付株式

この株式は、株式の内容として、当該種類株式の種類株主を構成

員とする種類株主総会において、取締役又は監査役を選任することが定められた株式です（会社108①九）。旧商法においても、数種の株式の1つとして同様の株式発行が認められていたものです（旧商222①六）。

委員会設置会社においては、指名委員会が株主総会に提出する取締役の選任及び解任に関する議案の内容を決定する権限を有しますし（会社404①）、他方、公開会社においては、それを認めると一部の経営者による支配強化のために濫用されるおそれがあり、株式公開の趣旨に反しますので、それぞれこの種類の株式を発行することはできません（会社108①ただし書）。

参考判例

- 1 種類株式を取引所有価証券市場外で買い付ける者は、同時に普通株式まで公開買付けする義務はないとされた事例。
- 2 口頭弁論終結直前になって普通株式の公開買付けの価格が適正でない主張を追加することは、訴訟手続を著しく遅滞させる行為（民事訴訟法143条1項ただし書）であるとして、許されないとされた事例。
（東京地判平23・1・27判タ1345・217）

招集手続がなくても株主総会は開けるか

Q 株主がどんなに少数の会社の場合でも株主総会招集の手続は必要でしょうか。

A 原則は株主がどんなに少数の株式会社でも、株主総会を開催するためには、招集権者による招集手続が必要です。ただ、この招集がなくても、株主全員が株主総会の開催に同意して出席し、決議がなされたときは、その決議は有効と解せられており、これを全員出席総会といいます。立法的には、会社法は議決権を行使する株主の全員同意があれば、招集手続を経ずに開催を認めることとなります（会社300）。

解 説

1 総会招集手続

株主総会は、取締役（取締役会設置会社では取締役会）が開催の日時・場所・議題などを決定して（会社298）、代表取締役が招集を通知するのが原則ですが、少数株主が裁判所の許可を受けて自ら株主総会を招集するときは、これらを少数株主が行います（会社297④）。

招集は、株主に株主総会への出席の機会を与え、また、その準備の余裕を与えるために、開催の日時・場所及び会議の目的である議題などを記載又は記録した通知又は電磁的方法によって、記名株主に対しては、原則として株主総会の日より2週間前、非公開会社の場合は1週間前に発送しなければなりません（会社299）。

2 招集手続の瑕疵と株主総会の決議

招集権者による招集手続がない場合や、仮に招集通知があっても、これを受けた株主が僅少な場合には、株主総会の決議がなされまして

も、その決議は不存在と評価され商法旧252条（現会社法830条）の決議不存在確認の訴えの対象となります（最判昭33・10・3民集12・14・3053）。また、僅少の株主に対する招集の通知もれ、招集通知の記載又は記録の不備、招集通知期間の不足、取締役会の決議を経ることなく代表取締役が行った招集などの欠陥事由はいずれも、会社831条所定の株主総会決議取消しの訴えの取消事由となります。

3 全員出席総会

株主総会は、招集権限のある者が株主を招集して開催されるものですが、これらの招集手続に瑕疵がありましても、株主の全員が、開催に同意して株主総会に出席して決議がなされまると、その決議は有効と解されており、この株主総会を全員出席総会といえます。かつては、この株主総会を単なる株主の会合としてのもので、株主総会とは認めないとの考え方（大判昭7・2・12民集11・3・207）もありましたが、そもそも、招集手続の規定は、株主全員に出席の機会と準備の余裕を与えようとする趣旨ですから、全株主がその利益を放棄して株主総会の開催に同意した以上、株主総会の成立を認めてその決議を有効と解して差し支えありません。したがって、1人会社では、その1人の株主が株主総会の成立を認めた場合には招集手続は不要となります（最判昭46・6・24民集25・4・596）。この考えが通説及び現在の判例の立場でありましたし、また、登記実務におきましても、少数株主の招集による株主総会についてのものですが、裁判所の許可書の添付がない全員出席総会の決議に基づく役員変更登記申請を受理して差し支えないとの取扱いをしていました（昭43・8・30民事甲2770民事局長回答）。また、全員出席総会は、株主全員の出席が必要ですから、1人でも欠席した場合は有効な株主総会とは認められません。株主の出席は代理人によってもよいと解するのが通説ですが（最判昭60・12・20民集39・8・1869）、この場合は委任状による代理出席では全員出席総会とはならないとする有

力な考え方があります。この場合は総会を開催するについての全株主の明確な同意の必要なことはいうまでもありません。

4 招集手続の省略

株主総会は、株主の全員の同意があるときは招集の手続を経ることなく開催することができます。これは株主総会の招集手続は株主保護の観点から設けられたものですから、すべての当該株主総会に出席し、議決権を行使できる株主が事前に了承すればその省略を認めて問題はないとしたものです。しかし、株主総会の招集の決定により、当該株主総会に出席しない株主に書面投票又は電子投票を認めた場合には、招集手続の省略は認められません（会社300）。

参考先例

- 株主の1人により招集されたと認められる場合で、裁判所の許可を要する場合に、議事録により総株主の出席が認められるときは、裁判所の許可書の添付がなくても登記申請は受理して差し支えない。
（昭43・8・30民事甲2770民事局長回答）

参考判例

- 招集の権限ある者の招集によらない株主の会合は、株主総会たることができない。
（大判昭7・2・12民集11・3・207）
- 株主総会はその招集権者において、会日の2週間前に会議の目的たる事項を記載した通知書を各株主に発送してこれを招集すべきものであるから、各株

主に対する右通知書の発送のない株主総会にはその招集手続上の違法があったものといわなければならないが、全株主が出席して開かれた総会に関するこの種の違法は決議の効力に何らの消長も及ぼさないものと解するのが相当である。

（東京地判昭31・12・22ジュリ128・77、商事64・7）

- 全株主が株主総会の開催に同意して現に出席した上株主総会を開き、決議が行われた場合には、右決議を無効あるいは取消しうべきものとする理由はなく、そのような決議も有効である。

（大阪地判昭39・6・19判時379・43、判タ163・199）

- いわゆる1人会社の場合には、その1人の株主が出席すればそれで株主総会は成立し、招集手続は必要ない。

（最判昭46・6・24民集25・4・596、判時636・78、判タ265・141）

○同趣旨

(京都地判昭62・8・27金判787・48、
商事1146・1487)

- 少人数の同族株主から成る閉鎖的会社において、株主の全員が株主総会の特定の決議事項について同意し、かつ、その同意されたところを総会の決議とすることに異義のない場合や、実質的にある一定の者に総会の決議事項について包括的に委任し、これによって株主全員が同意したとみなされる場合は、招集手続が欠如しても、右の同意がなされたところにおいて株主総会の決議が成立するものと解するのが相当である。

(大阪地判昭63・3・30判時1313・151、
商事1191判1547)

- 総会招集通知をしなかった組合員は、すべて被控訴人の地区外に転出した者で、その数は23名であり、右全員が総会に出席し、右決議に反対の立場を採ったとしても解散決議に必要な要件を満たしていることを考慮すると、右23名に対する総会招集通知の欠如は、被控訴人の定款36条には違反するが、右違反は重大とはいえず、かつ決議に影響を及ぼさないと認められるから、無効原因にはならないというべきである。

(名古屋高判平9・6・18判時1616・
153、判タ1011・272)